

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成23年9月9日

【四半期会計期間】 第43期第3四半期(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田和幸

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町2番20号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は
下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【電話番号】 (03)5215 9905

【事務連絡者氏名】 取締役経理・財務担当 青苅雅肥

【縦覧に供する場所】

東日本ハウス株式会社 札幌支店

(北海道札幌市西区二四軒三条四丁目1番8号)

東日本ハウス株式会社 埼玉支店

(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)

東日本ハウス株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地8)

東日本ハウス株式会社 名古屋支店

(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第3四半期 連結累計期間	第43期 第3四半期 連結累計期間	第42期 第3四半期 連結会計期間	第43期 第3四半期 連結会計期間	第42期
会計期間	自 平成21年 11月1日 至 平成22年 7月31日	自 平成22年 11月1日 至 平成23年 7月31日	自 平成22年 5月1日 至 平成22年 7月31日	自 平成23年 5月1日 至 平成23年 7月31日	自 平成21年 11月1日 至 平成22年 10月31日
売上高 (百万円)	32,965	30,039	13,068	12,948	51,806
経常損益(は損失) (百万円)	218	113	1,079	1,346	3,438
四半期(当期)純損益(は損失) (百万円)	22	184	1,008	1,247	3,255
純資産額 (百万円)			7,143	7,596	9,799
総資産額 (百万円)			45,619	46,031	42,849
1株当たり純資産額 (円)			33.38	96.54	108.77
1株当たり四半期(当期) 純損益金額(は損失) (円)	2.81	4.92	16.97	21.98	54.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			12.28	20.55	38.14
自己資本比率 (%)			15.4	16.3	22.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	478	559			5,553
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	526	748			649
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,669	2,171			3,463
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			3,551	4,233	3,369
従業員数 (人)			1,590	1,628	1,562

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第42期第3四半期連結累計期間及び第43期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年7月31日現在

従業員数(人)	1,628〔435〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年7月31日現在

従業員数(人)	1,272〔111〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

住宅事業及びホテル事業は、生産実績を定義することが困難であるため、ビール事業の生産実績を記載しております。

当第3四半期連結会計期間における生産の実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高 (kl)	前年同四半期比 (%)
ビール事業	551	+ 31.3

(2) 受注状況

当社グループでは、当社の受注が大部分を占めているため、当社の受注状況を記載しております。

当第3四半期連結会計期間における受注工事高及び施工高の状況は、次のとおりであります。

期別	部門別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中 受注工事 高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	次期繰越工事高 (百万円)		期中 施工高 (百万円)	
						手持 工事高	うち施工高		
前第3四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	建築部門	25,832	8,605	34,437	7,036	27,401	27.5%	7,545	10,754
	不動産部門	1,543	653	2,197	540	1,656			
	計	27,376	9,258	36,635	7,576	29,058			
当第3四半期連結会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	建築部門	26,270	9,577	35,848	7,647	28,200	25.7%	7,239	10,530
	不動産部門	869	1,093	1,963	483	1,479			
	計	27,139	10,671	37,811	8,131	29,679			

(注) 1 上記金額は全て販売価額により表示しております。

2 前期以前に受注した工事で契約の更改により請負金額に変更があるものについては、期中受注工事高にその増減額を含んでおります。従って期中完成工事高にも、かかる増減額が含まれております。

3 次期繰越工事高の施工高は、未成工事支出金により手持工事高の施工高を推定したものであります。

4 期中施工高は(期中完成工事高+次期繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致いたします。

5 建築部門の完成工事高は、通常の営業形態として、季節的変動要因により、第1四半期連結会計期間の完成工事高は低水準となり、第4四半期連結会計期間の完成工事高は高水準となる傾向にあります。

6 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

7 期中完成工事高は、工事完成基準に拠っております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
住宅事業	11,094	0.4
ホテル事業	1,563	8.1
ビール事業	289	28.6
計	12,948	0.9

(注) 1 セグメントの変更に伴い、前年同四半期比較については、前年同四半期実績数値を、変更後のセグメントに組み替えて表示しております。

2 セグメント間の取引については相殺消去しております。

3 総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありません。

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の回復と緊急経済対策などにより回復の兆しを見せておりましたが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の影響により、サプライチェーンの混乱や生産活動の低下が発生し、経済活動は大きく停滞いたしました。また、個人消費についても、雇用・所得環境が改善されないなか、一部で自粛ムードが発生するなど、厳しい環境で推移いたしました。

住宅業界におきましては、住宅ローン減税、環境配慮型住宅への補助金制度、住宅エコポイント制度などの需要拡大政策の効果もあり、持家及び分譲部門の新設住宅着工戸数は、回復傾向にありましたが、第3四半期に入り一転前年比マイナス傾向となっております。

こうした経営環境の中、当社グループは、経営資源を主力事業に集中し、高耐久、値頃感、エコロジーをテーマとした商品開発を行うとともに、営業力・提案力を強化するための社内研修・訓練などの人材育成に取り組んでまいりました。また、収益力改善を図るため、原価低減、経費削減を積極的に推し進めてまいりました。さらに、宮古、釜石、大船渡、石巻に出張所を開設し、被災地域の住宅修繕及び復興需要に対応しております。

以上の結果、売上高は129億48百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益は15億29百万円（同24.3%増）、経常利益は13億46百万円（同24.8%増）、四半期純利益は12億47百万円（同23.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成21年3月27日）の適用に伴い、第1四半期連結会計期間より事業セグメントを変更しております。そのため、前年同四半期比較については、前年同四半期実績数値を、変更後のセグメントに組み替えて表示しております。

<住宅事業>

住宅事業につきましては、完成工事高は前年同期比で5億54百万円増加したものの、工事進行基準による売上高が前年同期比で6億26百万円減少したこと等により、売上高は110億94百万円（前年同期比0.4%減）となりました。しかしながら、一層の原価低減と経費削減を行った結果、営業利益は14億73百万円（同19.4%増）となりました。

なお、業績の先行指標である受注残高につきましては、前年同期比6億21百万円増と堅調に推移しております。

<ホテル事業>

ホテル事業につきましては、震災による客数の減少等により売上高は15億63百万円（前年同期比8.1%減）となったものの、大幅な固定費削減により営業利益は2億13百万円（同71.0%増）となりました。

< ビール事業 >

ビール事業につきましては、大手メーカーの供給不足による代替需要の発生等により、売上高は2億89百万円（前年同期比28.6%増）、営業利益は24百万円（同41.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前四半期連結会計期間末と比較して7億28百万円減少し42億33百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、22億98百万円（前年同四半期比23百万円減）となりました。その主たる要因は、税金等調整前四半期純利益13億41百万円及び仕入債務の増加14億19百万円によるものであります。

前第3四半期連結会計期間と比較して、その他の棚卸資産の増加による支出が減少し、その他の支出が増加（前年同四半期は収入）しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、3億11百万円（前年同四半期比69百万円増）となりました。その主たる要因は、固定資産の購入による支出2億90百万円によるものであります。

前第3四半期連結会計期間と比較して、固定資産の取得による支出及びその他の支出が増加しております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、27億15百万円（前年同四半期比11億94百万円増）となりました。その主たる要因は、短期借入金の減少による支出21億4百万円によるものであります。

前第3四半期連結会計期間と比較して、借入金の減少による支出が増加しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

東日本大震災で被災された方々の住環境改善に貢献させていただくことが、住宅メーカーである当社に課せられた社会的使命であり責務であります。

当社では、宮古市、釜石市、大船渡市、石巻市に新たに出張所を設け、復興支援体制の強化を図っております。さらに、従業員及び職人のシフトを行い、被災した住宅の修繕及び建て替えに向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、9百万円であります。なお、この金額は外部に委託した試験費用のみであり、研究開発部門における人件費及び諸経費等は含まれておりません。また、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,821,000
A種優先株式	10,000,000
B種優先株式	4,000,000
計	107,821,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年9月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	45,964,842	同左	株大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株 (注) 4
A種優先株式 (注) 1	10,000,000	同左	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 2, 5, 6
B種優先株式 (注) 1	1,000,000	同左	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 3, 5, 6
計	56,964,842	同左		

(注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は、次のとおりであります。

すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、当社はいつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができ、A種優先株式の株主は、A種優先株式の全部または一部の取得を当社に請求することができます。この取得価額は、当社普通株式の株価を基準として決定されます。なお、後記7 A種優先株式の内容(7)に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

取得価額の決定の基準及び頻度

() 決定の基準

当社の取締役会が買入れを決定した日もしくはA種優先株主による取得請求があった日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

() 決定の頻度

随時(当社の取締役会が買入れを決定した場合、もしくはA種優先株主による取得請求があった場合)

取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

() 取得価額の下限

当社の取締役会の決定による買入の場合 200円

() 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

該当事項はありません。

提出会社の決定による優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

すべてのB種優先株式が当会社に取得された場合に限り、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる旨を定めております。

(2) A種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についてのA種優先株式の所有者との間の取決めの内容

すべてのB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、A種優先株主はA種優先株式の取得請求権を行使することはできません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についてのA種優先株式の所有者との間の取決めの内容
すべてのA種優先株式及びB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主及びB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得することはできません。
- 3 B種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等
- (1) B種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は、次のとおりであります。
当社は、払込期日から7年後の応答日（以下、「一斉転換基準日」と言います。）に残存するB種優先株式すべてを取得し、普通株式を交付します。交付される普通株式数は、当社普通株式の株価を基準として決定されます。
- 取得価額の決定の基準及び頻度
- () 決定の基準
一斉転換基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%
- () 決定の頻度
一斉転換基準日にB種優先株式が残存していた場合
取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- () 取得価額の下限
B種優先株主の不利にならないよう時価による転換としたため、上記事項に関する定めはありません。
- () 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
B種優先株主の不利にならないよう時価による転換としたため、上記事項に関する定めはありません。
- 提出会社の決定による優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無
払込期日の翌日以降、一斉転換基準日の前日までいつでも、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定めております。
- (2) B種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についてのB種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記事項に関する取決めはありません。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についてのB種優先株式の所有者との間の取決めの内容
すべてのA種優先株式及びB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主及びB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得することはできません。
- 4 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 5 A種優先株式及びB種優先株式については、会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また、議決権を有しないA種優先株式及びB種優先株式は、資金調達の多様化及び資本の増強を図ることを目的として発行しております。
- 6 A種優先株式及びB種優先株式の内容は、次のとおりであります。

A種優先株式の内容

- (1) 剰余金の配当
当社は、定款第59条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）およびA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株主および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）への配当と同額の配当を行う。
- (2) 中間配当
当社は、定款第60条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の中間配当を行う。
- (3) 残余財産の分配
当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い、普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株式と同額になるまでの残余財産分配額をさらに支払う。
- (4) 議決権
A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
- (5) 買入
当社は、すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる。この買入価額は、A種優先株式1株当たり、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下「株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）等」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は、A種優先株式1株当たり200円とする。

(6) 取得請求権

A種優先株主は、平成20年11月1日以降、すべてのB種優先株式が当会社に取得された場合に限り、毎事業年度においていつでも、A種優先株式の全部または一部を、A種優先株式1株につき下記で定める金額(以下「A種優先株式償還請求対価」という。)を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるA種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にA種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。

「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先株式償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(7) 普通株式への取得請求権

A種優先株主は、下記の条件によりその有するA種優先株式の当会社の普通株式への転換(取得と引換えに当会社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。

記

転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで
当初転換価額 200円とする。
転換価額の調整

() 当会社がA種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

記

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ア) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

(イ) 株式分割により普通株式を発行する場合

(ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

() 合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、()に準じて適宜調整される。

() 転換価額調整式で使用する時価は、上記()、(ア)、(イ)、(ウ)の行為を行うことにつき当会社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

() 転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)が記載の当初転換価額または、上記()ないし()により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。ただし、当該転換価額は60円を下回らないものとする。

転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数はA種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が当会社または当会社の指定する者に到着した日に発生する。

(8) 一斉取得条項

当会社は、転換請求期間の末日の翌日(以下「A種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するA種優先株式(なお、A種優先株式一斉転換基準日の前日までに、A種優先株式償還請求が行われたA種優先株式を除く。)を、同日の翌営業日以降の日で別途取締役会の定める日をもってすべて取得するものとする。当会社は、A種優先株式と引換えに、A種優先株式の発行価額の総額をA種優先株式1株当たり、転換請求期間の最終日に適用のあった転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

(9) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当会社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

B種優先株式の内容

(1) 剰余金の配当

当社は、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)およびB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、次に定める額の期末配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める中間配当金(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

B種優先配当金

当社が定款第59条第1項に定める期末配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、その払込金額に、当該期末配当の基準日の属する事業年度における以下に定める配当率(以下「B種優先株式配当率」という。)を乗じて算出した額(ただし、平成19年10月31日を基準日とするB種優先配当金については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成19年10月31日(同日を含む。)までの期間につき1年365日として日割計算により算出される金額)(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を支払う。

「B種優先株式配当率」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成19年10月31日に終了する事業年度から平成21年10月31日に終了する事業年度の配当率：7.00%
- ・平成22年10月31日に終了する事業年度から平成24年10月31日に終了する事業年度の配当率：8.00%
- ・平成25年10月31日に終了する事業年度およびこれ以降の各事業年度の配当率：9.00%

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする剰余金の配当に際して、B種優先配当金、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、B種累積未払配当金をB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当をしない。

B種優先中間配当金

当社が定款第60条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度に適用のあるB種優先株式配当率を基準として算出したB種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株当たり1,000円(以下「B種残余財産分配額」という。)に残余財産分配の日までの累積未払配当相当額を加算した金額を、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立って、支払う。

(3) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、3事業年度連続してB種優先配当金を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されない場合またはその議案が否決された場合、当該3事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会の終結のときよりB種累積未払配当金相当額を含めたB種優先配当金の全部の支払いを受ける旨の剰余金処分議案決議がなされるときまで、株主総会における議決権を有する。

(4) 取得請求権

B種優先株主は、払込期日の翌日以降、下記(6)に定める一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、B種優先株式の全部または一部を、B種優先株式1株につき下記に定める金額(以下「B種優先株式償還請求対価」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるB種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にB種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。

「B種優先株式償還請求対価」は、B種優先株式1株当たり、()B種残余財産分配額、()累積未払配当金相当額、および()払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(5) 随時取得条項

当社は、B種優先株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降、下記(6)に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、当社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記に定める金額(以下「B種優先株式随時取得対価」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

「B種優先株式随時取得対価」は、B種優先株式1株当たり、()B種残余財産分配額、()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して下記に定める随時取得金額算定利率の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、()累積未払配当金相当額、および()払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

「随時取得金額算定利率」は、払込期日から4年後の応当日以降に終了する事業年度の末日まで年率2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率3.00%とする。

(6) 一斉取得条項

当社は、払込期日から7年後の応当日(以下「B種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するB種優先株式(なお、B種優先株式一斉転換基準日の前日までに、B種優先株式償還請求が行われたB種優先株式または上記(5)に定める取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除く。)を、B種優先株式一斉転換基準日の翌営業日以降の日で別途取締役会で定める日をもってすべて取得するものとする。当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株当たり、()B種残余財産分配額、()累積未払配当金相当額、および()払込金額相当額にB種優先株式一斉転換基準日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)からB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和を、B種優先株式一斉転換基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(ただし、当該価格が算定できない場合は、当社とB種優先株主が別途合意する第三者機関の算定する時価の90%とする。なお、第三者機関の指名に関する協議開始後30日以内に合意に達しない場合は、当社とB種優先株主がそれぞれ指名した第三者機関の算定する時価の平均値の90%とする。)(以下「一斉転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値および一斉転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。

すべてのB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年5月1日～ 平成23年7月31日		56,964,842		3,873		20

(6) 【大株主の状況】

普通株式

当第3四半期会計期間において、大株主であった東日本ハウス互助会が当社株式を立会外分売で1,588千株売却したことを確認いたしましたので、上位10名の大株主に該当しないこととなりました。

A種優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

B種優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10,000,000		
	B種優先株式 1,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,612,000	45,612	
単元未満株式	普通株式 252,842		
発行済株式総数	56,964,842		
総株主の議決権		45,612	

- (注) 1 単元未満株式には、当社所有の自己株式187株が含まれております。
2 完全議決権株式(その他)の欄には、証券保管振替機構名義の株式8,000株(議決権8個)が含まれております。
3 A種優先株式及びB種優先株式の内容は、1「株式等の状況」(1)株式の総数等 発行済株式の注記に記載しております。

【自己株式等】

平成23年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東日本ハウス(株)	岩手県盛岡市長田町 2番20号	100,000		100,000	0.2
計		100,000		100,000	0.2

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	146	169	165	189	325	308	241	229	241
最低(円)	120	144	154	161	186	201	206	206	200

(注) 大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) における株価を記載しております。

A種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

B種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年7月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年11月1日から平成23年7月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年11月1日から平成23年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	4,812	3,928
受取手形・完成工事未収入金等	1,926	1,229
未成工事支出金	691	283
販売用不動産	3,164	2,934
商品及び製品	131	72
仕掛品	15	14
原材料及び貯蔵品	375	335
繰延税金資産	1,607	1,437
その他	1,775	729
貸倒引当金	3	4
流動資産合計	14,497	10,961
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	42,890	42,733
機械・運搬具及び工具器具備品	5,761	5,613
土地	11,339	11,375
リース資産	1,187	612
建設仮勘定	139	18
減価償却累計額及び減損損失累計額	32,458	31,213
有形固定資産合計	28,860	29,140
無形固定資産	611	695
投資その他の資産		
投資有価証券	159	161
長期貸付金	334	345
繰延税金資産	140	154
破産更生債権等	873	893
その他	1,700	1,655
貸倒引当金	1,157	1,170
投資その他の資産合計	2,051	2,039
固定資産合計	31,523	31,876
繰延資産		
社債発行費	11	12
繰延資産合計	11	12
資産合計	46,031	42,849

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	4,364	5,224
短期借入金	6,310	684
1年内償還予定の社債	120	110
1年内返済予定の長期借入金	1,834	1,793
未払法人税等	95	154
未成工事受入金	3,443	1,469
完成工事補償引当金	233	232
賞与引当金	249	504
その他	2,540	2,458
流動負債合計	19,192	12,632
固定負債		
社債	320	390
長期借入金	14,762	16,044
繰延税金負債	42	0
退職給付引当金	1,707	1,762
役員退職慰労引当金	418	446
資産除去債務	279	-
その他	1,711	1,773
固定負債合計	19,242	20,418
負債合計	38,434	33,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,873	3,873
資本剰余金	20	20
利益剰余金	3,634	5,837
自己株式	19	18
株主資本合計	7,509	9,713
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	1
繰延ヘッジ損益	17	23
評価・換算差額等合計	21	24
少数株主持分	109	110
純資産合計	7,596	9,799
負債純資産合計	46,031	42,849

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
売上高	1 32,965	1 30,039
売上原価	20,581	18,744
売上総利益	12,383	11,294
販売費及び一般管理費	2 11,654	2 10,688
営業利益	729	606
営業外収益		
受取利息	5	4
持分法による投資利益	15	21
賃貸料収入	-	16
その他	97	37
営業外収益合計	119	79
営業外費用		
支払利息	567	541
その他	61	32
営業外費用合計	629	573
経常利益	218	113
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	5	21
受取補償金	-	10
特別利益合計	6	31
特別損失		
固定資産除却損	59	32
減損損失	-	30
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	160
災害による損失	-	3 93
その他	3	32
特別損失合計	63	349
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	162	204
法人税、住民税及び事業税	123	99
法人税等調整額	4	118
法人税等合計	127	18
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	185
少数株主利益又は少数株主損失()	12	0
四半期純利益又は四半期純損失()	22	184

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高	13,068	12,948
売上原価	8,030	7,771
売上総利益	5,038	5,176
販売費及び一般管理費	¹ 3,807	¹ 3,646
営業利益	1,230	1,529
営業外収益		
受取利息	1	1
持分法による投資利益	7	12
賃貸料収入	-	6
その他	26	11
営業外収益合計	35	32
営業外費用		
支払利息	184	198
その他	2	17
営業外費用合計	187	215
経常利益	1,079	1,346
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	-	21
受取補償金	-	10
特別利益合計	0	31
特別損失		
固定資産除却損	13	11
災害による損失	-	² 5
その他	-	19
特別損失合計	13	36
税金等調整前四半期純利益	1,067	1,341
法人税、住民税及び事業税	43	41
法人税等調整額	9	45
法人税等合計	52	86
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,255
少数株主利益	5	7
四半期純利益	1,008	1,247

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	162	204
減価償却費	1,142	997
減損損失	-	30
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	14
賞与引当金の増減額(は減少)	268	255
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	14	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	53	55
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	39	27
受取利息及び受取配当金	9	4
支払利息	567	541
災害損失	-	93
持分法による投資損益(は益)	15	21
固定資産除売却損益(は益)	58	32
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	160
売上債権の増減額(は増加)	371	686
未成工事支出金の増減額(は増加)	221	410
その他のたな卸資産の増減額(は増加)	525	335
仕入債務の増減額(は減少)	1,029	897
未成工事受入金の増減額(は減少)	1,315	1,973
その他	78	775
小計	1,061	142
利息及び配当金の受取額	10	32
利息の支払額	567	543
災害損失の支払額	-	71
法人税等の支払額	25	119
営業活動によるキャッシュ・フロー	478	559
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	67	113
定期預金の払戻による収入	97	94
有形及び無形固定資産の取得による支出	589	639
有形及び無形固定資産の売却による収入	-	8
貸付けによる支出	11	-
貸付金の回収による収入	40	22
その他	3	120
投資活動によるキャッシュ・フロー	526	748
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,202	5,626
長期借入れによる収入	48	400
長期借入金の返済による支出	2,714	1,640
セールアンドリースバックによる収入	128	51
リース債務の返済による支出	112	187
社債の発行による収入	486	48
社債の償還による支出	50	110
優先株式の取得による支出	-	1,650
配当金の支払額	318	365
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,669	2,171
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,621	864
現金及び現金同等物の期首残高	1,929	3,369
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,551	4,233

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日至平成23年7月31日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>1 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は24百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は172百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は301百万円であります。</p> <p>2 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。 なお、これによる、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日至平成23年7月31日)	
(四半期連結損益計算書)	<p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p> <p>2 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「賃貸料収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「賃貸料収入」は、16百万円であります。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年5月1日至平成23年7月31日)	
(四半期連結損益計算書)	<p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「賃貸料収入」は、重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間においては、区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「賃貸料収入」は、5百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日至平成23年7月31日)	
1 貸倒見積高を算定する方法	一般債権の貸倒実績高の算定については、前連結会計年度末に算定した値と著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において算定した貸倒実績率に基づき計上しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法による減価償却費の方法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間接分して計上しております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降において業績及び一時差異の発生に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測に基づいております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日至平成23年7月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社のモデルハウスの使用状況の精査を行ったところ、より長期化する傾向にあったことから、この実態を勘案し、第1四半期連結会計期間より、リース資産の一部(モデルハウス)の耐用年数を従来の4年から6年に変更しております。 これにより、営業利益及び経常利益は56百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は56百万円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年7月31日)	前連結会計年度末 (平成22年10月31日)								
<p>保証債務</p> <p>下記の住宅購入者等に対する金融機関の融資について保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅購入者等</td> <td>3,735百万円</td> </tr> </table> <p>なお住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。</p>	住宅購入者等	3,735百万円	<p>保証債務</p> <p>下記の住宅購入者その他に対する金融機関の融資等について保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅購入者等</td> <td>3,968百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,970</td> </tr> </table> <p>なお住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。</p>	住宅購入者等	3,968百万円	その他	1	計	3,970
住宅購入者等	3,735百万円								
住宅購入者等	3,968百万円								
その他	1								
計	3,970								

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
1 当社グループは、通常の営業形態として、季節的変動要因により、第1四半期連結会計期間の完成工事高は低水準となり、第4四半期連結会計期間の完成工事高は高水準となる傾向にあります。	1 同左
2 販管費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりです。	2 販管費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりです。
従業員給料手当 4,252百万円	従業員給料手当 3,942百万円
退職給付費用 141	退職給付費用 131
賞与引当金繰入額 172	賞与引当金繰入額 170
役員退職慰労引当金繰入額 37	役員退職慰労引当金繰入額 29
	3 災害による損失は、東日本大震災に伴う、被災地への支援費用、引渡物件等の調査費用、固定資産の修繕及び除却費用、ならびにホテル事業における休業期間の固定費等であります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
1 販管費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりです。	1 販管費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりです。
従業員給料手当 1,557百万円	従業員給料手当 1,504百万円
退職給付費用 41	退職給付費用 36
賞与引当金繰入額 102	賞与引当金繰入額 92
役員退職慰労引当金繰入額 9	役員退職慰労引当金繰入額 8
	2 災害による損失は、東日本大震災に伴う、被災地への支援費用、引渡物件等の調査費用、固定資産の修繕及び除却費用、ならびにホテル事業における休業期間の固定費等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年7月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年7月31日現在)
現金預金勘定 4,110百万円	現金預金勘定 4,812百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 167	預入期間が3か月を超える定期預金 187
担保差入定期預金 390	担保差入定期預金 390
別段預金 1	別段預金 1
現金及び現金同等物 3,551	現金及び現金同等物 4,233

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年7月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	45,964,842
A種優先株式(株)	10,000,000
B種優先株式(株)	1,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	101,248

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月27日 定時株主総会	普通株式	137	3	平成22年10月31日	平成23年1月28日	利益剰余金
平成23年1月27日 定時株主総会	A種優先株式	30	3	平成22年10月31日	平成23年1月28日	利益剰余金
平成23年1月27日 定時株主総会	B種優先株式	200	80	平成22年10月31日	平成23年1月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

・ B種優先株式の取得及び消却

平成23年1月17日開催の取締役会において、B種優先株式の一部を取得(随時取得条項付株式を取得することの引換えに、金銭を交付することをいう。以下同じ)及び消却することを決議し、以下のとおり実行いたしました。これにより、利益剰余金が同額減少しております。

取得及び消却した株式の数 1,500,000株
取得及び消却した株式の総額 1,650,300,000円
取得及び消却した日 平成23年2月1日
消却後の発行済株式数 1,000,000株

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日) (単位:百万円)

	住宅事業	ホテル事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	11,128	1,700	239	13,068		13,068
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5	8	10	24	(24)	
計	11,134	1,708	250	13,093	(24)	13,068
営業利益	1,221	125	29	1,376	(145)	1,230

前第3四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年7月31日) (単位:百万円)

	住宅事業	ホテル事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	26,592	5,672	700	32,965		32,965
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	10	33	39	83	(83)	
計	26,602	5,705	739	33,048	(83)	32,965
営業利益	958	265	36	1,259	(530)	729

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は事業の種類、販売市場等を考慮して決定しており、事業区分毎の主な内容は次のとおりであります。

住宅事業	一般住宅、集合住宅の請負建築工事、建売住宅、住宅用宅地の販売、住宅部材の製造販売、不動産売買等
ホテル事業	ホテル業、レストランの経営、披露宴・パーティー等の請負に関する事業
その他事業	オフィスビルの賃貸等、ビールの製造・販売、他

2. 会計処理の方法の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて住宅事業に係る売上高は6,094百万円増加し、営業利益は1,853百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年7月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年7月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社、主として当社の事業をサポートする連結子会社、独自の事業を展開する連結子会社により構成されており、当社の収益を中心とする「住宅事業」、連結子会社の収益を中心とする「ホテル事業」及び「ビール事業」の3つを報告セグメントとしております。

「住宅事業」は、戸建及び集合住宅の請負建築工事、リフォームの請負工事、分譲住宅及び住宅用宅地の販売等を行っております。「ホテル事業」は、ホテル及びレストラン等の運営を行っております。「ビール事業」は、ビールの製造及び販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日) (単位:百万円)

	住宅事業	ホテル事業	ビール事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	25,175	4,180	683		30,039
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	37	26	69	
計	25,180	4,217	710	69	30,039
セグメント利益	1,059	110	29	593	606

(注) 1. セグメント利益の調整額 593百万円には、セグメント間取引消去 38百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 554百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日) (単位:百万円)

	住宅事業	ホテル事業	ビール事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	11,094	1,563	289		12,948
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	17	5	23	
計	11,095	1,581	295	23	12,948
セグメント利益	1,473	213	24	181	1,529

(注) 1. セグメント利益の調整額 181百万円には、セグメント間取引消去 11百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 170百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成21年3月27日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年7月31日)

「短期借入金」は、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度末の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 短期借入金	6,310	6,310	

前連結会計年度末(平成22年10月31日)

(単位:百万円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 短期借入金	684	684	

(注) 金融商品の時価の算定方法

- ・「短期借入金」

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年7月31日)		前連結会計年度末 (平成22年10月31日)	
1株当たり純資産額	96円54銭	1株当たり純資産額	108円77銭

2 1株当たり四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)	
1株当たり四半期純損失金額()	2円81銭	1株当たり四半期純損失金額()	4円92銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	22	184
普通株主及び普通株主と同等の株主に 帰属しない金額(百万円)(注)	179	90
普通株式及び普通株式と同等の株式 に係る四半期純損失()(百万円)	157	274
普通株式及び普通株式と同等の株式 の期中平均株式数の種類別の内訳		
普通株式(株)	45,871,417	45,865,682
A種優先株式(株)	10,000,000	10,000,000
普通株式及び普通株式と同等の株式 の期中平均株式数(株)	55,871,417	55,865,682

(注) B種優先株式に係る累積未払配当金額であります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	16円97銭	1株当たり四半期純利益金額	21円98銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	12円28銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	20円55銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
四半期純利益(百万円)	1,008	1,247
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)(注)	60	20
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純利益(百万円)	947	1,227
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳		
普通株式(株)	45,869,900	45,864,249
A種優先株式(株)	10,000,000	10,000,000
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	55,869,900	55,864,249
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
B種優先株式に係る配当金額	60	20
当期純利益調整額(百万円)	60	20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳		
B種優先株式(株)	26,254,292	4,853,734
普通株式増加数(株)	26,254,292	4,853,734
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(注) B種優先株式に係る累積未払配当金額であります。

(重要な後発事象)

連結子会社である東日本ハウスサービス株式会社は、平成21年2月27日付で東京地方裁判所より特別清算開始決定の許可を受け清算手続きを進めておりましたが、平成23年8月23日付で清算手続きが終了いたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年9月9日

東日本ハウス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東日本ハウス株式会社の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年5月1日から平成22年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年11月1日から平成22年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本ハウス株式会社及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月8日

東日本ハウス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東日本ハウス株式会社の平成22年11月1日から平成23年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年11月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本ハウス株式会社及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更1に記載のとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。